

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成25年6月17日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地 キャンス「ザ・ビッグ」高月店 滋賀県長浜市高月町東物部45
- 1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
滋賀不動産株式会社 滋賀県長浜市八幡中山町535番地の6 代表取締役 伊藤 光男

3 変更しようとする事項

(1) 変更前

- ア 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 22 m²
- イ 荷さばき施設の位置
- ウ 荷さばきを行うことができる時間帯 6：00～21：00

(2) 変更後

- ア 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 30 m²
- イ 荷さばき施設の位置
- ウ 荷さばきを行うことができる時間帯 3：00～22：00

4 変更年月日 平成25年6月10日

5 変更の理由

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の入れ替えに伴う廃棄物等の保管施設の変更
- イ、ウ 大規模小売店舗において運営方法の変更に伴う荷さばき施設において荷さばきを行うことのできる時間帯の変更、およびに周辺環境への影響を考慮した、夜間のみ使用する荷さばき施設の追加（位置の変更）

6 届出年月日 平成25年5月22日

7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

- 滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
- 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1-1
- 長浜市産業経済部商工振興課 長浜市高田町12番34号

(2) 縦覧期間 平成25年6月17日から平成25年10月17日まで

8 意見書の提出期限および提出先

- (1) 提出期限 平成25年10月17日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1